

# 令和6年第1回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月22日(月) 午前9時30分～10時50分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

|               |        |     |        |
|---------------|--------|-----|--------|
| 1番            | 吉留 義晃  | 2番  | 南原 奈美子 |
| 3番            | 赤崎 敬一郎 | 4番  | 濱田 誠   |
| <del>5番</del> |        | 6番  | 満園 和徳  |
| 7番            | 山内 美千代 | 8番  | 山崎 博文  |
| 9番            | 坂元 兼一  | 10番 | 池山 準一  |

(2) 推進委員 (22名)

|     |        |                |        |                |       |
|-----|--------|----------------|--------|----------------|-------|
| 11番 | 下田 保幸  | 12番            | 兒玉 伸一郎 | 13番            | 野間 菊昭 |
| 14番 | 池之野 智幸 | <del>15番</del> |        | 16番            | 水流 新藏 |
| 17番 | 内村 正二  | 18番            | 宮田 裕司  | 19番            | 竹井 好博 |
| 20番 | 長福 次美  | 21番            | 田上 政喜  | 22番            | 徳留 伸一 |
| 23番 | 東條 好廣  | 24番            | 平島 賢一  | 25番            | 大野 恵美 |
| 26番 | 堀之内 睦  | 27番            | 上屋敷 守  | 28番            | 大迫 勝哉 |
| 29番 | 竹之内 重則 | <del>30番</del> |        | 31番            | 狩宿 悦男 |
| 32番 | 宮脇 純久  | 33番            | 肝付 兼久  | <del>34番</del> |       |
| 35番 | 村上 一徳  |                |        |                |       |

(3) 職員 (5名)

|             |       |
|-------------|-------|
| 事務局長        | 松山 明浩 |
| 主幹兼農地係長     | 小田 寿幸 |
| 農地係主査       | 堀口 浩二 |
| 農地係主事       | 今村 圭佑 |
| 農地中間管理事業推進員 | 外川内 勉 |

4 欠席農業委員 (1名)

5番 前野 浩司

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (1件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (2件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について (1件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (27件)
- (5) 議案第5号 非農地証明願について (4件)
- (6) 議案第6号 治山工事に伴う農地の保安林指定協議に関する意見について (1件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和6年第1回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、5番前野委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、15番久保蘭委員、30番山口委員、34番坂元委員から欠席の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、6番満園和徳委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
　　(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(今村) 　　　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
1-1番  
所在：柏原字■■■■番1, 畑、農振農用地区域内、63㎡、所在：柏原字■■■■番1, 畑、農振農用地区域内、224㎡、贈与による所有権移転  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-1番、お願いします。

26番委員 　　■■■■さんは、今の場所に借地をして、牛舎を建てて22年になります。自分の畑は1131番のみで、周りはすべて借地になります。■■■■さんは、この地域の出身で、現在は■■■■市に居住しておられます。■■■■さんには2人の子供がおられるそうですが、2人とも嫁いでおられ、農業はできないとのことでした。これから先を考えたとき、自分が生きている間に土地を処

- 26 番委員 分しておいたほうがいいと考え、■■■さんに 2 年前から、贈与するので手続きをしてくれないかと話をしていたそうなのですが、なかなか手続きをしてもらえずに昨年、3 回ほど帰省したときに、その都度話をして今回の申請になったそうです。進入路ははっきりしておりますが、境界は■■■さんが、周りを含めて 1 枚にして、ロール置場や機械置場にして利用しているため確認はできませんでしたが、贈与については問題無いと思います。以上です。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 1-1 番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-1 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 1-1 番について説明  
所在：船木字■■■番 1、田、農振農用地区域外、1,512 m<sup>2</sup>、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：共同住宅用地、施設：共同住宅・駐車場、施設面積：1,709 m<sup>2</sup> (うち農地 1,512 m<sup>2</sup>)、申請地を譲り受け、隣接する土地を一体利用し、共同住宅を建築し、駐車場を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。1-1 番、お願いします。
- 16 番委員 該当地は、ここしばらく耕作が行われておりませんでした。西側は国道に面しております。ほかの 3 面は、原野、雑種地及び宅地であります。こうした状況、あるいは申請の事由を考えますと、今回の申請はやむを得ないものと判断するところであります。なお、さきほど申しましたような立地でありますので、他の農地への影響は無いと判断しております。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表 (案) 説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-1番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-2番を議題といたします。

なお、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の1-1番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-2番について説明  
所在：湯田字■■■■番、田、農振農用地区域外、4,010㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：工業団地造成用地、施設：工業団地造成、施設面積：49,040㎡（うち農地4,010㎡）、申請地を譲り受け、工業団地として造成したい。

議案第3号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の1-1番について説明

平成■■年■■月■■日付け農振第■■■号で農地法第5条許可のあった農地転用事業の計画変更をしたい。（農地3筆、3,599㎡に、湯田字■■■■番（田、農振農用地区域外、4,010㎡）を追加したい。）

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

13番委員

現場は、19ページを見てもらうと分かるんですが、場所としましては、■■■■線の■■■■と工業団地に上がる十文字がありますけれども、それから■■から■■メートル、■■■側に行ったところで、現在、高規格道路の工事で通行止めになっていますけれども、この場所への入り口は、この奥のほうの山の上に農道があるらしいんですけれども、私も行ったことが無いですが、手前のほうを埋め立てて道路の現場に今、仮になっておりますけれども、もう数年、耕作はされておられません。奥の右側のほうも前回、買収をされておまして、今回、■■■さんに話がきまして、もう売るといった話になったようであります。一体的に、ちょうど工業団地の裏ということで、裏の山を崩して造成をして、工業団地用地として使用したいということですので、特に問題は無いと思います。息子さんも他所におられて、農業はされないということです。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案及び農地転用事業計画変更申請に係る意見書案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）、及び農地転用事業計画変更申請に係る意見書（案）説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の

- 事務局  
(小田) 納税猶予の適用を受けている農地はありません。  
また、本件は、3,000㎡以上の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-2番について、許可することに賛成の方、併せて、議案第3号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の1-1番について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の1-2番については、許可することに決定いたしました。また、議案第3号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の1-1番については、承認することに決定いたしました。  
なお、本件は、3,000㎡以上の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。
- 次に、4ページから5ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の4ページ、農用地利用集積計画書、5ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明
- 議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転を議題といたします。  
本日出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が1件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
6ページ、1-2番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の6ページ、1-2番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の1-2番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の1-2番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}
- 次に、6ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。

議長 事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の6ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、7ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の7ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長 それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が4件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
まず、11ページ、1-14番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口) 議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページ、1-14番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-14番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-14番については、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、12ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-18番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の12ページ、1-18番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-18番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-18番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、12ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-20番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の12ページ、1-20番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-20番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-20番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、13ページ、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-21番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページ、1-21番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-21番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の1-21番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ペ

議長 ージから 14 ページの農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 8 ページから 14 ページの農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件をについて朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 1 件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
15 ページ、1-3 番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 5 号「非農地証明願について」の 1-3 番について説明  
所在：二渡字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、639 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査結果の報告をお願いします。1-3 番、お願いします。

20 番委員 10 年くらい耕作してなくて、現在、ソーラーの関係でだいぶ仕事が進んでいるようで、非農地ということで申請されていますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか、それでは採決いたします。  
議案第 5 号「非農地証明願について」の 1-3 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 5 号「非農地証明願について」の 1-3 番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 5 号「非農地証明願について」の 15 ページから 16 ページの農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件を議題とい



議長

たします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第5号「非農地証明願について」説明

1-1 番

所在：求名字■■■■番、田、農振農用地区域外、490㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番、畑、農振農用地区域外、256㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番3、田、農振農用地区域外、1,708㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：求名字■■■■番1、田、農振農用地区域外、1,396㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

1-2 番

所在：柏原字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、2,248㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、所在：柏原字■■■■番12、畑、農振農用地区域外、1,437㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

1-4 番

所在：二渡字■■■■番、田、農振農用地区域外、234㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地、所在：二渡字■■■■番、畑、農振農用地区域外、512㎡、判定地目：山林、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。1-1番、お願いします。

29 番委員

まず、20ページの■■■■番は、■■■■さんの自宅の裏ではあるんですが、鳥獣害が昔からひどくて、現在、半分は山になっていました。今後も農産物を作る状態ではなく、鳥獣害でやられて、とても作れる状態ではございませんでした。続きまして、■■■■番は、場所は、■■■■さんの自宅の近くですが、■■■■さんから■■■■、国道■■■■号に出る裏道になりますけれども、その道沿いなんですけれども、茶畑の奥なんです、ここに入れる道がもう鳥獣害のために、道路が落ちておりまして、毎年、サル、イノシシが出て、ここについても原野化しておりました。続きまして、22ページの■■■■番3と■■■■番1ですが、こちらにつきましては、■■■■線から求名のほうへ抜ける■■■■線の道路から、谷下にある状態で、よくこんなところに昔、田んぼを作っていたよなというような所で、現在は田んぼも見えません。田んぼがあったのかなというような状態でした。竹や木が生えている状態で、とても田んぼに復旧する見込みはないと思われまます。以上です。

議長

1-2番、お願いします。

27 番委員

■■■■のこの農地は、10年くらい前から耕作放棄地でした。畑に竹や木が生えていて、ちょっと復元は難しいかなと思います。境界等も調べましたが、分かりませんでした。地籍図で分かるかなと思うくらいでした。以上です。

議長

1-4番、お願いします。

21 番委員

こちら、隣接する道路から、車を降りて、細い道路はあったんですが、到底、車で行ける場所ではなく、歩いて現地まで向かいました。向かったところ、山林ということで、ほぼ手つかずの状態、周りも、スギとかヒノキとかが生い茂っていて、ここの管理をするにあたっては、かなり厳し

21 番委員 | い状況ということで、今回、非農地証明願を出されたと判断したところで  
す。以上です。

議長 | ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

3 番委員 | 調査員が説明をされて、それは間違いないと思うんですが、この図面が、  
すべて位置図みたいで分かりにくいので、どんな所なのか、航空写真等で  
見せていただければ、周りの状況も分かって、非農地の話も進めていける  
し、判断しやすいと思ったところです。

事務局  
(小田) | 今までと同様の形で示しました。今後はデジタル化も進んでおりますの  
で、総会のとときにモニターで示すことも検討したいと思います。航空写真  
をモノクロで出すと真っ黒で分かりにくい、また、カラーだと経費がかか  
ってしまいますので、その辺のところを事務局で検討させていただきたい  
と思います。

議長 | よろしいですか。ほかにありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第5号「非農地証明願につい  
て」の農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件につい  
ては、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の農業委員、  
推進委員に関わる議事参与制限の案件以外の案件については、妥当とする  
ことに決定いたします。

次に、17 ページ、議案第6号「治山工事に伴う農地の保安林指定協議に  
関する意見について」を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(小田) | 議案第6号「治山工事に伴う農地の保安林指定協議に関する意見につい  
て」説明  
所在：平川字■■■■番、田、農振農用地区域外、1,732 m<sup>2</sup>、協議内容：  
保安林指定

議長 | ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査結果の報告をお  
願いします。

19 番委員 | ここは、谷間の中にあるような田んぼでありまして、長年の土砂災害で  
きれいに埋まっておりました。これをもとに戻すには相当な労費も掛かか  
り難しいかなと思っております。ここに田んぼがあったかと思うぐらいの  
場所でもありましたが、土砂災害で石ころ、バラス等が入り込んで、完全  
に埋まっていますので、田んぼに復元するのは難しいと思っています。以  
上のことから、対象地は非農地と判断できる案件と思われるので、ご審  
議、よろしく願いいたします。以上です。

議長 | ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありません  
か。

1 番委員 保安林は、山ばかりじゃなく、田んぼも含めて指定するんですか。

事務局  
(小田) 工事区域の指定ということで、最終的には、県がこの場所の地目も変えていって、山林に変わっていくと聞いております。

議長 よろしいですか。ほかにはありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、採決いたします。議案第6号「治山工事に伴う農地の保安林指定協議に関する意見について」は、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第6号「治山工事に伴う農地の保安林指定協議に関する意見について」は、承認することに決定いたします。

次に、「議題」(7) その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。  
(なしの声あり)  
事務局から、議案はありませんか。  
(ありません。)  
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

33 番委員 問) 小字を確認する方法について  
答) 事務局へ問い合わせしてほしい。

6 番委員、及  
び1 番委員 問) 農地等の災害復旧工事の不備の対処法について  
答) 耕地林業課耕地係へ状況を伝え、相談してほしい。

29 番委員 災害復旧工事に係る過去の事例を紹介。

議長 よろしいですか。ほかにはありませんか。  
(なしの声あり)  
事務局から事務連絡はありませんか。

事務局 (事務局より協議・連絡事項あり)  
・活動記録の徹底について(記録状況など)  
・各区の農業を考える会の開催への働きかけについて(人農地プランの見直し、地域計画へ移行など)  
・令和6年能登半島地震の義援金について(募金方法等の提案)  
・農業委員会情報交換会について(午後6時30分～ひかり別館)  
・認定農業者との意見交換会について(2月26日開催、宮之城ひまわり館)

議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。  
無いようですので、以上をもちまして、令和6年第1回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_